

令和4年度

津山市農業委員会

(9月定例会議事録)

令和4年9月12日(月) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(14名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 高畑 亨 | 4. 齊藤 主税 |
| 8. 坂本 弘治 | 9. 筒塩 清美 | 11. 岡田 成子 | 12. 大峪 毅 |
| 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 17. 竹内 隆一 |
| 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 | | |

欠席委員(5名)

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 5. 仁木 紹祐 | 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 10. 寺元 久郎 |
| 16. 植本 幸男 | | | |

事務局(8名)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 大田 次長 | 濃野 主幹 | 阿部 主査 | 定兼 主査 |
| 小田 主任 | 亀澤 主任 | 大内 主事 | | |

議 事

- 議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 4 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 4 5 号 非農地証明願承認について
- 議案第 4 6 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 4 7 号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 4 8 号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 議案第 4 9 号 津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
- 報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 1 0 号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

吉田局長

定刻が参りましたので、令和4年9月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中14名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長

皆様ご苦労様です。残暑が厳しい日が続いております。これから農作業が本格化すると思いますが、水分補給等十分に行ってください、体調管理には十分お気をつけください。本日は議題の中で、欠員となる推進委員の委嘱の承認の案件がございます。本日の議題とし、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事進行を始めます。先程行われた運営委員会の報告を太田運営委員長よりお願いいたします。

太田委員

先ほど開催されました第6回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長森会長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。11番岡田委員、13番吉野委員よりお願いいたします。

それでは、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第42号の説明をいたします。

今回、津山地区から6件、加茂地区から4件、勝北地区から1件、合計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、東京都葛飾区の74歳の女性から、下高倉東の67歳団体職員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、下田邑の81歳の男性から、二宮の69歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、下田邑の88歳の女性から、二宮の69歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、一方の81歳の男性から、神戸の47歳農業の女性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、兵庫県神戸市東灘区の47歳の男性から、東一宮の24歳会社員の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして1-6についてですが、下横野の69歳の男性から、同じく下横野の38歳農業の男性への、贈与による所有権移転です。

以上、津山地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、津山市押入の75歳の男性から、加茂町塔中の53歳電気工事業の男性への増反による所有権移転です。申請地の区域については、8月定例会議案第41号で決議された、区域の実情に応じた農地として、下限面積引き下げ分になります。

続きまして、2-2・2-3・2-4についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。2-2の譲渡人は加茂町百々の70歳の無職の男性、2-3の譲

	渡人は加茂町公郷の89歳の男性、2-4の譲渡人は愛知県岡崎市の67歳の無職の女性、以上の譲渡人から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。
	以上、加茂地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。
事務局（勝北）	加茂地区分の説明は以上です。 続きまして、勝北地区の説明をいたします。 4-1についてですが、西下の78歳の女性から、同じく西下の75歳農業の男性への増反による所有権移転です。
	以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。
長 森 会 長	議案第42号の説明は以上です。 ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見ををお願いします。
高 山 委 員	14番高山です。1-1についてご説明します。推進委員と現地を見てきました。申請地は除草管理されている農地で、特に問題ありません。譲受人の耕作地を全て見て回りましたが、適正に管理されております。よろしく願いいたします。
高 畑 委 員	3番高畑です。1-2、1-3、1-4についてですが、申請地は適正に農地として管理されておりますし、関連なども含めて農地として適正な状態にあることを確認しましたので、問題ないと思っております。
井 家 上 委 員	2番井家上です。1-5についてですが、8月24日に推進委員、事務局で面談を行いました。24歳という若い方で、大阪生まれの方ですが、現在は東一宮に住まいがあるということでした。お知り合いが水稻をされており、そこで学びながら水稻をしたいとのことでした。推進委員、事務局と見守りながら、農業を頑張っていただけだと思います。よろしく願いいたします。
長 森 会 長	1番長森です。1-6についてですが、贈与であり、事務局の説明のとおり問題ないと思います。
山 下 委 員	19番山下です。2-1についてですが、先ほどの事務局の説明で問題ないと思います。2-2ですが、譲受人は一生懸命頑張っている組合なので、問題ないと思います。よろしく願いいたします。
竹 内 委 員	17番竹内です。2-3、2-4についてですが、特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。
岡 田 委 員	11番岡田です。4-1ですが、尾島委員がご欠席のため、代わりにご説明いたします。事務局の説明の通り、特に問題はないと尾島委員から聞いております。よろしく願いいたします。
長 森 会 長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	ありません。 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事務局（津山）	それでは次に議案第43号農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第43号の説明をいたします。 今回、津山地区から4件、加茂地区から1件の合計5件の申請です。議案書のページは5ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・林田の田、424㎡の件です。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、沼

にお住まいの男性です。転用事業者は、公共工事により駐車場が使用できなくなり、新たに露天駐車場を設けるために、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、造成工事は行わず、表土の剥ぎ取り及び砕石の敷き均しを行い、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-2番・上河原の宅地、273㎡の追認案件です。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、2階建て全高約6.7mの居宅1棟で、建ぺい率は35.3%です。転用事業者は、岡山市北区にお住まいの男性です。転用事業者は、農地法を理解しておらず、無断で居宅を建築してしまっていたもので、その是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、雨水については敷地内の排水路及び沈殿槽から公共水路へ排水、また、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-3番・小原の雑種地、330㎡の追認案件です。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、小原にお住まいの男性です。転用事業者は、農地法を理解しておらず、無断で駐車場を設けてしまっていたもので、その是正のため申請がなされたものです。

転用にあたり、境界に擁壁が設置してあり、雨水については敷地内の溜桝に集水してから排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。金糞池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-4番・大篠の雑種地、1,044㎡の追認案件です。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。転用事業者は、下高倉西にお住まいの男性です。転用事業者は、農地法を理解しておらず、無断で資材置場として利用していたもので、その是正のため申請がなされたものです。転用にあたり、境界付近は申請地と隣接地が同じ高さ、或いは申請地の方が低くなるように造成しており、雨水排水については水勾配をつけ西側の既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。高津用水土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町公郷の田、34㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は墓地で、施設の概要は墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、河辺にお住まいの男性と、山方にお住まいの男性です。現在の墓地が山中にあり管理維持に支障があり、新たに申請地に墓地を移設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土及び巻石を設置し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。下谷町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第43号の説明は以上です。

長 森 会 長	ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からご意見を申し上げます。
大 山 委 員	15番大山です。1-1、1-2、1-3について説明いたします。1-2、1-3については、事前に施工されており追認案件となっておりますが、3件とも許可できない理由はなく、問題ないと思います。
長 森 会 長	1番長森です。1-4ですが、追認案件ということで、違反転用の是正ということで致し方ないと思います。よろしくお願ひいたします。
竹 内 委 員	17番竹内です。2-1ですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。
長 森 会 長	只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長 森 会 長	ありません。
事務局（津山）	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして議案第44号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第44号の説明をいたします。 今回、津山地区から所有権移転6件、使用貸借権設定1件、加茂地区から所有権移転1件の合計8件の申請です。議案書のページは7ページから9ページです。 1-1番・川崎の田、924㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、集団住宅用地で、施設の概要は、鉄筋コンクリート造3階建て、全高約8.8mのマンション1棟です。転用事業者は山下に本店を置く、資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界付近について北・東側は既存の擁壁があり、西・南側は新規に擁壁を設ける計画になっています。また、雨水については、溜枡を設け既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 1-2番・小田中の畑、90㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、作業場敷地です。転用事業者は、小田中にお住まいの男性です。自宅に自宅管理や家庭菜園管理の為の作業等をするスペースがないため、申請地を購入し作業場とするために転用するものです。転用にあたり、境界付近について、東側は隣接地と同じ高さで、北側は低い法面、南側はコンクリートの法面になっており、西側はコンクリートブロックを設置する計画になっています。また、雨水については、自然浸透及び既存排水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田中町内会から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 1-3番・総社の田、133㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約8.6mの居宅1棟で、建ぺい率は27.9%です。転用事業者は、総社にお住まいの男性です。現在、実家に住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となり、将来のため実家の近くの申請地を購入し、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界の東側はコンクリート擁壁を設置し、西側、北側、南側は隣接地と同じ高さ造成します。また、雨水については、既存排水路に排水し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社東町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-4番・大田の田、1,165.53㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、山北にお住まいの女性です。転用事業者が所有する介護施設の駐車場が不足しており、申請地を購入し駐車場に転用するために申請するものです。

転用にあたり、真砂土で不陸整正を行い、碎石を敷き均し、転圧を行う計画となっています。また、雨水については、自然浸透及び適切な水勾配をとり南側の水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-5番・沼の田、231㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.5mの居宅1棟で、建ぺい率は37.9%です。

現在、アパートに住んでいますが、子どもの誕生に伴い手狭となったため、申請地を買い受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近について、東・南側は既存のコンクリート擁壁があり、西側は新たにコンクリート擁壁を設置し、北側は道路と同じ高さに造成する計画になっています。また、雨水については、既存水路に排水し、生活雑排水については公共下水に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-6番・沼の畑、374㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.0mの居宅1棟で、建ぺい率は28.8%です。転用事業者は、沼にお住まいの男性です。現在はアパートで生活していますが、家族が増え手狭となったため、申請地を借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分は東・西・南側については既存の擁壁がある部分を除き、新たにコンクリート擁壁又はブロック塀を設置し、北側については道路と同じ高さに造成する計画になっています。また、雨水については、敷地内に排水管及び沈殿枡を設け既存排水路に接続し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-7番・二宮の畑、120㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、二宮にお住まいの男性です。転用事業者は、露天駐車場を整備し、近隣住民に貸し付けるために転用をするものです。転用にあたり境界付近は、西側は既存の擁壁、北側は既存の水路及び擁壁、東側は既存の水路及び法面があり、南側は道路と同じ高さに造成する計画になっています。また、雨水については、敷地内に水路及び溜枡を設け既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。二宮旭町町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町中原の畑、354㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は木造2階建て全高6.7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は27%です。転用事業者は、兵庫県にお住まいの38歳の男性です。現在、兵庫県にて生活していますが、妻の両親の高齢化に伴

				い、妻実家近くの申請地を妻の親族より譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、石積擁壁を設置し、雨水排水については既存側溝に排水し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
				議案第44号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。
大	山	委	員	1区大山です。1-1から1-6についてご説明いたします。1-1ですが、周囲が住宅地であり、ここだけ農地が残っていたということで問題ないと思います。1-2ですが、現地確認を行ったところ、作業場が狭いということで、申請地をいただき、作業場として使用されるとのことでした。1-3ですが、周囲が宅地化され、この一面だけ残っているということで、既存宅地もあり、致し方ないと思います。1-4についてですが、介護施設が建てられましたが、駐車場を確保する必要があり、隣接の土地を駐車場として使用されるということで、問題ないと思います。1-5ですが、周囲が宅地化しており、問題ないと思います。1-6は使用貸借ですが、親子間であり、特に問題ないと思います。
高	畑	委	員	3番高畑です。1-7ですが、申請通りの工事をしていただければ特に問題が発生する内容ではないことを確認しております。
山	下	委	員	19番山下です。2-1についてですが、寺元委員から問題ないと伺っております。よろしくお願いたします。
長	森	会	長	事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続いて議案第45号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。
高	山	委	員	14番高山です。1-1ですが、居宅を建てられた時に、宅地の一部に農地が入っていたということで、推進委員から非農地の申請があったと報告を受けております。よろしくお願いたします。
井	家	上	委	2番井家上です。1-2ですが、昭和50年頃に倉庫を建てられたということです。この度3条申請を行う際に発覚したもので、是正を行うものです。よろしくお願いたします。
岡	田	委	員	11番岡田です。4-1ですが、平成5年頃に居宅の裏に、倉庫と進入路を農地法を知らず転用をしてしまったということでした。尾島委員から問題ないと伺っておりますので、よろしくお願いたします。
長	森	会	長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第46号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
山	下	委	員	19番山下です。2-1ですが、山林原野化しており、致し方ないと寺元委員から伺っております。よろしくお願いたします。
岡	田	委	員	11番岡田です。4-1ですが、原野状態となっており、致し方ないと尾島委員

長	森	会	長	から伺っております。よろしくお願ひいたします。
		*		ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
長	森	会	長	ありません。
		*		ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長	森	会	長	ありません。
		*		異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事	務	局		続きまして、議案第47号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
				議案第47号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
				議案書のページは、12ページから15ページです。12ページ、13ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区4件、加茂地区1件、阿波地区1件、久米地区1件の合計7件、所有権移転によるものが勝北地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第47号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
		*		続きまして、議案第48号農用地利用集積計画の承認、農地中間管理権の取得について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第48号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。議案書のページは、16ページから17ページです。16ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、勝北地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第48号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
		*		続きまして、議案第49号津山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について事務局から説明をお願いします。
事	務	局		それでは、議案第49号の説明をいたします。
				この議案は、8月定例会において田淵推進委員および山根推進委員の辞任の承認を行ったことに伴い、欠員となる農地利用最適化推進委員2名の後任を委嘱することについて審議いただくものになります。
				（候補者の氏名を読み上げる。）
				なお、運営委員会において委嘱についてのご協議をいただき、承認を受けておりますことを申し添えます。
				ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
		*		ありません。

長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
* 会 長	ありません。
長 森 会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事 務 局	続きまして、報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
	報告第9号について説明します。議案書のページは19ページから28ページです。今回は、相続によるものが16件98筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。
長 森 会 長	報告第9号の説明は以上です。
事 務 局	続きまして、報告第10号農地転用届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
	それでは、報告第10号の説明をいたします。
	議案書のページで申しますと、29ページです。今回は、津山地区から1件です。1-1番につきまして、河辺の雑種地、157㎡を苗箱の設置及び育苗の為の用地として利用するというものです。
長 森 会 長	報告第10号の説明は以上です。
	ありがとうございます。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
* 会 長	ありません。
長 森 会 長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事 務 局	次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
	次回、10月の定例委員会ですが、令和4年10月11日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、9月の定例委員会ですが、令和4年10月11日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長 森 会 長	ありがとうございます。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
